

青森市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第一条による改正（青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号））

改正後	改正前
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第十八条 〔略〕</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十八条第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十八条第一項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第十八条 〔略〕</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 第二十七条第一項の規定による申告書</p> <p>二 第二十八条第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株</u></p>

改正後	改正前
<p><u>しない。</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第二十二條の二 所得割の納税義務者が、前年中に法第三百十四條の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、規則に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第二十条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>	<p><u>式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>一 第二十七條第一項の規定による申告書</u>  <u>二 第二十八條第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第二十二條の二 所得割の納税義務者が、前年中に法第三百十四條の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、規則に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第二十条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>

改正後	改正前
<p>一から四まで 〔略〕</p> <p>五 所得税法施行令第二百十七条第三号に規定する公益社団法人及び公益財団法人</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____ に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>六から十まで 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第二十四条 所得割の納税義務者が、第十八条第四項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第六項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三を乗じて得た金額を、第二十条及び前三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができな</p>	<p>一から四まで 〔略〕</p> <p>五 所得税法施行令第二百十七条第三号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（<u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百十七条第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。</u>）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>六から十まで 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第二十四条 所得割の納税義務者が、第十八条第四項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第六項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三を乗じて得た金額を、第二十条及び前三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができな</p>



改正後	改正前
<p>する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十二條の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第十四条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2から8まで 〔略〕</p> <p>第二十八条 〔略〕</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第二条の三第一項に規定する事項を除く。）のうち法第三百七条の二第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第一項から第四項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第二条の三第二項各号に掲げる事項を付記しなければならない。</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第二十八条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際</p>	<p>する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十二條の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第十四条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2から8まで 〔略〕</p> <p>第二十八条 〔略〕</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第二条の三第一項に規定する事項を除く。）のうち法第三百七条の二第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第一項から第四項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第二条の三第二項各号に掲げる事項を附記しなければならない。</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第二十八条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際</p>

改正後	改正前
<p>に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三百十三條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名</u></p> <p>三 〔略〕</p> <p>四 〔略〕</p> <p>2から5まで 〔略〕</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第二十八条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第四十八条に規定する退職手当</u></p>	<p>に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p> <p>2から5まで 〔略〕</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第二十八条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>_____</u>  <u>_____</u>  <u>_____</u></p>

改正後	改正前
<p>等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。第二号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>三 [略]</p> <p>四 [略]</p> <p>2から5まで [略]</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第四十四条 [略]</p> <p>2から8まで [略]</p> <p>9 <u>法第三百二十一条の八第六十二項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第一項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第六十二項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第十一項において「申告書記載事項」という。)を、法第七百六十二</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>扶養親族</u>(控除対象扶養親族_____を除外する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>2から5まで [略]</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第四十四条 [略]</p> <p>2から8まで [略]</p> <p>9 <u>法第三百二十一条の八第六十項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第一項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第六十項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第十一項において「申告書記載事項」という。)を、法第七百六十二</p>

改正後	改正前
<p>条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第十一項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10から14まで 〔略〕</p> <p>15 第十二項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第三百二十一条の八第七十一項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第十二項前段の期間内に行う第九項の申告については、第十二項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 〔略〕</p> <p>（特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第五十三条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、施行規則第五号の八様式又は施行規則<u>第二条第三項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>（国民健康保険税の課税額）</p> <p>第一百五十九条 〔略〕</p> <p>2 前項第一号の基礎課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、</p>	<p>条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第十一項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10から14まで 〔略〕</p> <p>15 第十二項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第三百二十一条の八第六十九項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第十二項前段の期間内に行う第九項の申告については、第十二項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 〔略〕</p> <p>（特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第五十三条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、施行規則第五号の八様式又は施行規則<u>第二条第四項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>（国民健康保険税の課税額）</p> <p>第一百五十九条 〔略〕</p> <p>2 前項第一号の基礎課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、</p>

改正後	改正前
<p>当該合算額が<u>六十五万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>六十五万円</u>とする。</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>二十万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>二十万円</u>とする。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>六十五万円</u>を超える場合には、<u>六十五万円</u>）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>二十万円</u>を超える場合には、<u>二十万円</u>）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第十六条の二の二 平成二十二年度から<u>令和二十年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得</p>	<p>当該合算額が<u>六十三万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>六十三万円</u>とする。</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>十九万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>十九万円</u>とする。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>六十三万円</u>を超える場合には、<u>六十三万円</u>）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>十九万円</u>を超える場合には、<u>十九万円</u>）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第十六条の二の二 平成二十二年度から<u>令和十五年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得</p>

改正後	改正前
<p>税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第五項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第二十条及び第二十二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和三年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第五項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第二十条及び第二十二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p>（法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）</p>	<p>（法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）</p>
<p>第二十条 〔略〕</p>	<p>第二十条 〔略〕</p>
<p>2 法附則第十五条第二項第五号に規定する条例で定める割合は、<u>五分の四</u>とする。</p>	<p>2 法附則第十五条第二項第五号に規定する条例で定める割合は、<u>四分の三</u>とする。</p>
<p>3 法附則第十五条第二十二項に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p>	<p>3 法附則第十五条第二十三項に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p>
<p>4 法附則第十五条第二十三項第一号に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p>	<p>4 法附則第十五条第二十四項第一号に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p>
<p>5 法附則第十五条第二十三項第二号に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p>	<p>5 法附則第十五条第二十四項第二号に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p>
<p>6 法附則第十五条第二十三項第三号に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p>	<p>6 法附則第十五条第二十四項第三号に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p>
<p>7 法附則第十五条第二十四項第一号に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p>	<p>7 法附則第十五条第二十五項第一号に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p>
<p>8 法附則第十五条第二十四項第二号に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p>	<p>8 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p>
<p>9 法附則第十五条第二十六項第一号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p>	<p>9 法附則第十五条第二十七項第一号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p>
<p>10 法附則第十五条第二十六項第一号ロに</p>	<p>10 法附則第十五条第二十七項第一号ロに</p>



改正後	改正前
<p>23及び24 〔略〕</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第二十一条 〔略〕</p> <p>2から7まで 〔略〕</p> <p>8 法附則第十五条の九第九項の<u>熱損失防止改修等住宅又は同条第十項の熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第九項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>四 <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>五 <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等</p> <p>六 <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から三月を経過した後に申告書を提出する場合には、三月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>9 〔略〕</p> <p>10 法附則第十五条の九の二第四項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第五項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第十五条の九第九項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条</p>	<p>23及び24 〔略〕</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第二十一条 〔略〕</p> <p>2から7まで 〔略〕</p> <p>8 法附則第十五条の九第九項の<u>熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第十項の<u>熱損失防止改修専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第九項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>四 <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日</p> <p>五 <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等</p> <p>六 <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から三月を経過した後に申告書を提出する場合には、三月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>9 〔略〕</p> <p>10 法附則第十五条の九の二第四項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は</u> 同条第五項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第十五条の九第九項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条</p>

改正後	改正前
<p>第十一項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>四 <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>五 <u>熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等</u></p> <p>六 <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から三月を経過した後に申告書を提出する場合には、三月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>1 1 及び 1 2 〔略〕</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第三十四条の二 〔略〕</p> <p>2 <u>前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p>	<p>第十一項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>四 <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>五 <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等</p> <p>六 <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から三月を経過した後に申告書を提出する場合には、三月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>1 1 及び 1 2 〔略〕</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第三十四条の二 〔略〕</p> <p>2 <u>前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第十八条第四項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第二十条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特</u></p>

改正後	改正前
<p>3 〔略〕</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第三十七条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで又は第三十七条の八の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第四十六条の二 〔略〕</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係</p>	<p><u>定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>二 第十八条第四項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p><u>三 第十八条第四項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第三十七条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第四十六条の二 〔略〕</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係</p>

改正後	改正前
<p><u>る所得が生じた年分の所得税に係る第二十八条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 〔略〕</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第四十七条 〔略〕</p> <p>2 及び 3 〔略〕</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第二十八条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p><u>る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 第二十七条第一項の規定による申告書</p> <p>二 第二十八条第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 〔略〕</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第四十七条 〔略〕</p> <p>2 及び 3 〔略〕</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p>



改正後	改正前
<p>配当割額を課されたとき、又は第十八条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の四」とあるのは「租税条約等実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の四」とする。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第四十九条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第百七十九条第一項の規定の適用については、<u>同項中</u>「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によって計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」とする。</p>	<p>配当割額を課されたとき、又は第十八条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の四」とあるのは「租税条約等実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の四」とする。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第四十九条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第百七十九条第一項の規定の適用については、<u>同条中</u>「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によって計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」とする。</p> <p>（<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</u>）</p> <p><u>第六十五条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第十六条の二の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年</u>年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。</p> <p><u>2. 所得割の納税義務者が前年分の所得税に</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>つき新型コロナウイルス感染症特例法第六 条の二第一項の規定の適用を受けた場合 における附則第十六条の二の二第一項の規 定の適用については、同項中「令和十五 年度」とあるのは「令和十七年度」と、 「令和三年」とあるのは「令和四年」と する。</u></p>

第二条による改正（青森市手数料条例（平成十七年青森市条例第八十二号））

改正後				改正前			
別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
1 証明手数料				1 証明手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
一	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十二条の三に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項に関する証明（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）	固定資産課税台帳記載事項証明手数料	一件につき 三百円	一	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十二条の三に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項	固定資産課税台帳記載事項証明手数料	一件につき 三百円
2 閲覧手数料				2 閲覧手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
	[中略]				[中略]		
二	公簿、図面等の閲覧	閲覧手数料	一件につき 四百円（ただし、固定資産課税台帳（地方税法第三百八十二条の二第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、同法 第四	二	公簿、図面等の閲覧	閲覧手数料	一件につき 四百円（ただし、固定資産課税台帳          の閲覧 の手数料は、 地方税法第四

改正後				改正前			
			百十六条第三 項又は第四百 十九条第八項 の規定により 公示した期間 に係るものに あつては無 料)				百十六条第三 項又は第四百 十九条第八項 の規定により 公示した期間 に係るものに あつては無 料)

第三条による改正（青森市手数料条例（平成十七年青森市条例第八十二号））

改正後				改正前			
別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
1 証明手数料				1 証明手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
一	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十二条の三に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項に関する証明（同条ただし書の規定による措置を講じたもの及び同法第三百八十二条の四に規定する住所に代わる事項の証明を含む。）	固定資産課税台帳記載事項証明手数料	一件につき 三百円	一	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十二条の三に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項に関する証明（同条ただし書の規定による措置を講じたもの	固定資産課税台帳記載事項証明手数料	一件につき 三百円
	〔中略〕				〔中略〕		
三	地方税法第二十条の十の規定に基づく納税に関する証明（同法第三百八十二条の四に規定する住所に代わる事項の証明を含む。）	納税証明手数料	一件につき 三百円	三	地方税法第二十条の十の規定に基づく納税に関する証明	納税証明手数料	一件につき 三百円
2 閲覧手数料				2 閲覧手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
	〔中略〕				〔中略〕		

改正後			改正前				
二	公簿、図面等の 閲覧	閲覧手数料	一件につき 四百円（ただし、固定資産課税台帳（地方税法第三百八十二条の二第一項ただし書の規定による措置を講じたもの及び同法第三百八十二条の四に規定する住所に代わる事項の記載をしたものを含む。）の閲覧の手料は、同法第四百十六條第三項又は第四百十九條第八項の規定により公示した期間に係るものにあつては無料）	二	公簿、図面等の 閲覧	閲覧手数料	一件につき 四百円（ただし、固定資産課税台帳（地方税法第三百八十二条の二第一項ただし書の規定による措置を講じたもの_____を含む。）の閲覧の手料は、同法第四百十六條第三項又は第四百十九條第八項の規定により公示した期間に係るものにあつては無料）

第四条による改正（青森市市税条例等の一部を改正する条例（令和三年青森市条例第十七号））

改正後	改正前
<p>第一条 青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>第二十八条の三第一項中「<u>扶養親族（</u>」の下に「<u>年齢十六歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改め、同条第四項中「所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第四十八条の九の七の三において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす」に改める。</p>	<p>第一条 青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>第二十八条の三第一項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢十六歳未満の者</u>」に限る」に改め、同条第四項中「所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第四十八条の九の七の三において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす」に改める。</p>